

一般社団法人一関市スポーツ協会の共催及び後援に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、一般社団法人一関市スポーツ協会（以下「協会」という。）が、市民スポーツの振興に寄与すると認められる事業に対して共催又は後援（以下「共催等」という。）を行う場合の基準等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)共催 協会が、事業の企画又は運営に参加し、当該事業の積極的な推進を図ることをいう。ただし、必要がある場合は名義のみの使用を認めることができる。

(2)後援 事業の実施について、協会が賛意を表すことをいう。

(承認基準)

第3 協会は、次に掲げる要件を満たす事業については共催等を承認することができる。

(1)事業の内容が、スポーツ振興に明確に寄与するものであり、かつ公益性を有するもの。

(2)災害及び事故等の防止並びに保健衛生について十分な配慮がなされているもの。

(3)事業の主催者が次の各号に該当するものであること。

ア 国若しくは地方公共団体、又はこれらに準ずるもの

イ 教育又は体育に関する機関又は団体

ウ その他会長が特に認めた場合

(4)事業の内容が、次の各号のいずれにも該当しないものであること。

ア 専ら営利を目的としているもの、又は商業的な宣伝意図の顕著なもの

イ 特定の宗教活動又は政治活動と認められるもの

ウ 法令等に抵触するおそれのあるもの

エ 主催者において十分な事業遂行能力が認められないもの

オ その他公共の福祉に反するもの

(5)事業の実施にあたり入場料等を徴収する場合は、参加者等にとって過度の負担とならないよう配慮されているもの

(共催等の申請)

第4 事業の共催等の承認を受けようとする者は、原則として当該事業開催日の30日前までに、共催（後援）申請書（様式第1）を協会に提出しなければならない。

(共催等の承認)

第5 協会は、第4に定める申請について、共催等を承認する場合には、共催（後援）承認通知書（様式第2）により、申請者に対して通知しなければならない。

2 共催（後援）の承認は、申請の区分が共催又は後援の定義に合致しない場合には、その承認の区分を変えることがある。

（事業内容の変更）

第6 事業の共催等の承認を受けた者は、当該申請時の事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ協会の承認を受けなければならない。

（共催等の承認の取り消し）

第7 協会は、事業の共催等の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちにその是正を命じ、又は当該承認を取消すものとする。

（1）虚偽の申請を行ったとき。

（2）事業の内容が、第3に規定する要件を逸脱するものとなったとき。

（3）承認の条件に違反したとき。

（実施結果の報告）

第8 事業の共催等を受けた者は、共催（後援）実施報告書（様式第3）を協会に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。